

# 婚姻届出後の手続きについて

都城市

婚姻届出により氏や本籍等に変更があった方は、下記の手続きが必要となります。お手数ですが開庁時（平日の 8:30～17:15）に市役所、各総合支所担当窓口までお越しください。なお、他の市町村に住所のある方は、住所地の市町村に御確認ください。 市役所本庁舎 住所：都城市姫城町6街区21号 代表 ☎0986-23-2111

	手 続 き	対 象	手 続 き に 必 要 な も の	お 問 い 合 わ せ 先
住民票	◇住所の変更(必要な方のみ)	● 転入、転居、転出により住所を異動する場合は住所異動の手続きが別途必要です。 ※婚姻届出のみで、住所変更はできません。	本人確認書類、届出人の印鑑、マイナンバーカード (都城市以外からの転入の方は事前に旧住所地での転出の手続きをお願いします。転入の手続きには転出証明書またはマイナンバーカードが必要となります。)	市民課 ☎23-2128 庁舎本館1階
	◇世帯合併届(必要な方のみ)	● 同じ住所で別世帯の場合は世帯合併の手続きが必要です。	本人確認書類(運転免許証等) 印鑑	
印鑑登録	◇印鑑登録(必要な方のみ)	● 届出により、氏が変わられた方で、印鑑登録された印が旧氏にて登録されている場合、印鑑登録が抹消されます。	印鑑登録される印鑑、印鑑登録手数料(300円) 申請する方の顔写真付本人確認書類 お持ちの印鑑登録カード	庁舎本館1階
個人番号	◇マイナンバーカードの記載変更	● 届出により、氏が変わられた方は、マイナンバーカードの記載の変更が必要です。	マイナンバーカード ※住民票へ婚姻届の情報反映されてからの手続きとなります。	
保険・年金	◇健康保険の手続き	● 国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入中の方で、氏が変わった場合は保険証の変更手続きが必要です。	マイナンバーカード 本人確認書類(運転免許証等) 国民健康保険証、又は後期高齢者医療保険証	保険年金課 国保担当 ☎23-2642 給付担当 ☎23-2634
	◇年金に関する手続き	● 国民年金第1号被保険者や年金受給者の方の場合	本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、年金手帳	保険年金課 年金担当 ☎23-2629 庁舎本館1階
状況により手続きや必要書類が異なります。保険年金課にお問い合わせください。				
保育	◇教育・保育給付認定内容変更の手続き	● 児童が教育・保育施設に入所中の保護者	状況により手続きや必要書類が異なります。保育課にお問い合わせください。	保育課 保育担当 ☎23-4894 庁舎本館2階

	手 続 き	対 象	手 続 き に 必 要 な も の	お 問 い 合 わ せ 先
市 営 住 宅	◇異動の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅から転居又は市営住宅に入居する場合は届出が必要です。</li> <li>●婚姻によって名義人が退去する場合には名義人変更の手続きなどが必要です。</li> </ul>	マイナンバーカード 本人確認書類(運転免許証等)	住宅施設課 <b>☎23-3105</b> 庁舎本館3階
	状況により手続きや必要書類が異なります。住宅施設課にお問い合わせください。			
介 護 保 険	◇介護保険の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険証をお持ちの方で、氏が変わった場合は介護保険証等の変更手続きが必要です。</li> </ul>	介護保険証、マイナンバーカード 本人確認書類(運転免許証等)	介護保険課 <b>☎23-2596</b> 庁舎本館1階
	状況により手続きや必要書類が異なります。介護保険課にお問い合わせください。			
障 がい 福 祉	◇障害者手帳の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者手帳(身体障害・療育・精神)をお持ちの方の場合</li> </ul>	障害者手帳(身体障害・療育・精神) 印鑑、マイナンバーカード	障がい福祉課 <b>☎23-2980</b> 庁舎本館1階
	◇重度心身障害者医療費受給者証の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方の場合</li> </ul>	重度心身障害者医療費受給者証 印鑑、振込先の通帳、保険証(変更のある場合)	
	◇特別児童扶養手当受給者の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別児童扶養手当証書をお持ちの方の場合</li> </ul>	状況により手続きや必要書類が異なります。障がい福祉課にお問い合わせください。	
	◇福祉サービス受給者証の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービス受給者証をお持ちの方の場合</li> </ul>	福祉サービス受給者証、印鑑	
水 道	◇異動の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道の使用開始、中止又は契約者の氏名等に変更がある場合は届出が必要です。</li> </ul>	水道番号のわかるもの ※届出は、上下水道局お客様センター窓口又は電話でも受け付けます。	上下水道局 お客様センター <b>☎23-4510</b> (下川東三丁目)

【参考】市役所以外での主な手続き

◇預金・保険・証券などの氏の変更手続き……………取引のある金融機関へ

◇厚生年金受給者の氏が変わった場合の年金手続き……………国民年金分も含めて年金事務所へ ※都城年金事務所 0986-23-2571

◇不動産の登記人の氏の変更手続き……………不動産がある地域を管轄する法務局へ ※宮崎地方方法務局都城支局 0986-22-0490

◇運転免許証の氏や本籍などの変更手続き……………※都城運転免許センター 0986-25-9999 ※都城警察署 0986-24-0110

◇旅券(パスポート)の手続き……………氏名、本籍に変更があった方でパスポートをお持ちの方の場合 ※都城パスポートセンター 0986-21-6781

◇お使いの保険証が社会保険等、職場の保険証をお使いの場合の氏などの変更手続き……………お勤めの職場へ